

## 15. 実務法学研究科

- I 実務法学研究科の研究目的と特徴 . . . 15-2
- II 「研究の水準」の分析・判定 . . . . . 15-3
  - 分析項目 I 研究活動の状況 . . . . . 15-3
  - 分析項目 II 研究成果の状況 . . . . . 15-6
- III 「質の向上度」の分析 . . . . . 15-8

## I 実務法学研究科の研究目的と特徴

- 1 本研究科は、高度職業人としての法曹養成に特化した、わが国初の専門職大学院（法科大学院）であり、平成16年4月に設置されたものである。本研究科は、こうした専門職大学院としての特性を踏まえ、以下のような研究目的を設定している。
  - (1) 本学の地域性・立地性・拠点性（新潟県域から東北アジアまで）を活かした、独創性に富む法律学の研究を推進する。
  - (2) 実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究を推進する。
  - (3) 地域社会のニーズに即して、地域社会の活性化に寄与するための研究を推進する。
  - (4) 法律学における基礎研究を推進する。
  - (5) 法科大学院における教授方法の研究を推進する。
  
- 2 また、こうした目的を達成するために、新潟大学の研究目標、特に「特色ある研究、社会的要請の高い研究、本学の地域性に立脚した研究を推進する。また、新しい研究分野を体系的に開拓する方向性を重視する。研究成果を組織的効果的に社会に還元し、地域社会の活性化に貢献する」という目標を踏まえ、以下のような研究目標を設定している。
  - (1) 法曹実務家との共同研究を推進する。
  - (2) 産業界、地方自治体との連携強化を図るために、講演会・シンポジウムを開催する。
  - (3) 地域に関わる法学の先端分野の情報を地域に積極的に発信するとともに、地域住民に対する法律相談を実施する。
  - (4) 国際交流協定締結機関と連携・協力して比較法研究を推進する。
  
- 3 本研究科は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、「理論と実務との架橋を強く意識した」教育・研究機関である。そこで、教育と研究の相互作用を重視し、研究成果を教育へと還元するという観点から、学内のFD活動や他大学との「合同FD」により、本研究科開設以来、上記研究目的のうち、たとえば要件事実論や量刑論等の「実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究」に加えて、教授方法に関する蓄積が乏しい「法科大学院における教授方法の研究」を重点的に行っている。特に、「法科大学院における教授方法の研究」については、本研究科の発足以来、北海学園大学法科大学院および京都産業大学法科大学院との「合同FD」を継続しており、情報の交換や方法論の検討を行っている。

### [想定する関係者とその期待]

想定する関係者は、法学研究者、法曹または法律に関わる実務家、法科大学院教員・院生、地域社会構成員と多岐にわたる。したがって、こうした関係者からの期待も多岐にわたるが、法科大学院としての本研究科の特性からして、主たる期待は、まさに「実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究」および「法科大学院における教授方法の研究」であるといえよう。

II 「研究の水準」の分析・判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点 研究活動の状況

(観点に係る状況)

法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院は、わが国ではじめて誕生した新しい教育・研究機関であり、その教育方法・教育内容に蓄積がないことから、全専任教員が教育方法の立案とその実践およびFD活動等に多くの時間を割かざるを得ない状況にある。こうした傾向は、本研究科に固有のものではなく、法科大学院を設置した他大学にもみられる一般的なものである。このように専任教員が十分な活動時間を確保できない状況下においても、本研究科は、以下のような研究活動を行ってきた。

まず、個人研究については、平成25年に教員数が34名から20名に削減され、科研費採択数は減少傾向にある(資料1)。研究業績も合計数は減少しているが、教員一人あたりの数には、大きな変動はない(資料2)。したがって、限られた研究時間を有効に活用して、一定水準の維持・向上に努めている。また、資料3に示しているように、授業休業期間を有効利用し、短期・長期海外研修に基づく研究等の在外研究の機会を設け、資料収集、研究会・シンポジウム出席等を通じて、研究水準の維持・向上を図っている。

次に、共同研究は、法学部教員および内外法学・政治学研究者、実務法曹等との定例合同研究会形式で行われている。この形式の研究会として、「法学会研究会」、「公法研究会」、「社会法判例研究会」、「民事法研究会」、「家族問題研究会」(平成24年設立)がある。これらの研究会では、主として(裁)判例の研究を通じて実務の動向を踏まえた法律学の実践的および基礎的研究が行われ(資料4)、特に「法学会研究会」では、主として外国人研究者との間で比較法研究が行われている(資料5)。また、「家族問題研究会」では、国内外の家族の問題について、法社会的なアプローチによる研究も行われている。

また、学内のFD活動や他大学との「合同FD」により、「法科大学院における教授方法の研究」などが継続的に行われている(資料6)。

資料1 科学研究費補助金の獲得状況

研究種目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
基盤研究(C)	5	2	11	4	7	1	7	1	4	0	6	0
挑戦的萌芽研究	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
若手研究(B)	2	1	1	0	1	1	3	0	1	0	2	0
合計	8	3	12	4	10	2	10	1	5	0	8	0

資料2 研究業績

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
(共)著書	単	2	2	6	0	0	0
	共	9	0	2	1	4	7
論文		19	21	14	9	3	8
解説等		37	10	7	4	12	4
学会報告		23	24	22	9	18	8
教員数(実数)		32	33	34	20	17	16
教員一人あたり業績数		2.8	1.7	1.5	1.2	2.2	1.9

※平成25年度に専任教員を配置転換。

資料3 在外研究の状況

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
渡航先 国名 人数	渡航先 国名 人数	渡航先 国名 人数	渡航先 国名 人数	渡航先 国名 人数	渡航先 国名 人数
アメリカ 合衆国 2	連合王国 4	カタール 国 1	カナダ連 邦共和国 1	ドイツ連 邦共和国 1	フランス 共和国 2
連合王国 7	ドイツ連 邦共和国 2	中華人民 共和国 1	大韓民国 3	中華人民 共和国 1	
大韓民国 6	イスラエ ル国 1	連合王国 3	ドイツ連 邦共和国 1	大韓民国 1	
スウェー デン王国 1	オースト リア共和 国 1	ドイツ連 邦共和国 3			
フランス 共和国 1	ベトナム 社会主義 共和国 1	フランス 共和国 1			
カナダ連 邦共和国 1	フランス 共和国 3	ベルギー 王国 1			
オランダ 王国 1	ベルギー 王国 1	カナダ連 邦共和国 2			
ドイツ連 邦共和国 2	シンガポ ール共和 国 1	ネパール 連邦民主 共和国 1			
南アフリ カ共和国 1	カナダ連 邦共和国 1	オランダ 王国 1			
シンガポ ール共和 国 1	アメリカ 合衆国 1	ミャンマ ー連邦 1			
	大韓民国 8	大韓民国 4			
	スイス連 邦 1				
合計 23 (17)	合計 25 (21)	合計 19 (18)	合計 5	合計 3	合計 2 (1)

(注) ( ) 内は実数教員数。ただし、同一教員が複数国に渡航した場合を含む。

資料4 研究会開催状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法学会研究会	11回	7回	10回	5回	4回	5回
公法研究会	9回	7回	10回	8回	10回	6回
社会法判例研究会	7回	4回	3回	1回	1回	2回
民事法研究会	9回	8回	8回	8回	6回	4回
家族問題研究会	***	***	3回	3回	2回	0回

(注) 家族問題研究会は平成24年度設立。

資料5 法学会研究会主要研究テーマ

年度	研究テーマ
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国における民法改正について</li> <li>・中国における行政不服審査制度</li> <li>・情報公開訴訟におけるインカメラ審理</li> <li>・ヨーロッパ会社とビジネス法ーその概要</li> <li>・近年の欧州人権裁判所判例と各国への影響</li> </ul>
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フランスの会計監査役の民事責任</li> <li>・フランスにおける保証人の保護に関する規律構造</li> <li>・財産権をめぐる諸問題ー日本とカナダ</li> <li>・国境を越えた子供の奪い合いーハーグ条約をめぐる各国の状況</li> </ul>
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻以外の手法によるカップル関係の法的取扱い</li> <li>・行政の不作为と司法</li> <li>・行政法における効率の意義</li> <li>・中国税制の法律問題</li> <li>・公務員ー特殊な労働者・行政客体としての公務員</li> <li>・仮差し押さえ命令により保全される債権の範囲</li> <li>・診療報酬制度検討に関する若干の整理</li> <li>・法教育とは？ 司法アクセスをめぐる諸問題</li> </ul>
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の理論と運用ー最高裁判事・検察官・弁護士及び法の立案者の経験をもとにー</li> <li>・ドイツにおける労働法および社会保障法</li> </ul>
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法上の〈共有〉をめぐる租税法律関係ー租税法における私法と公法の交錯ー</li> <li>・公務員法における行政事件訴訟法上の論点ー訴訟手段の有無及び選択についてー</li> <li>・善意取得に制度に関する一考察</li> <li>・債権法改正に関する検討</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Privacy, Data Sharing, and the Construction of Identity</li> <li>・多文化社会と立憲主義ー信教の自由における比較憲法の可能性</li> </ul>

資料6 学内FDおよび合同FDの主要テーマ

年度		研究テーマ
平成 22 年度	学内FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業評価アンケートの活用について</li> <li>・共通的到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
	合同FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例問題コンテストについて</li> <li>・海外法曹事情の連携について</li> </ul>
平成 23 年度	学内FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互事業参観制度の活性化について</li> <li>・共通的到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
	合同FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外法曹事情のワークショップについて</li> <li>・共通的到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
平成 24 年度	学内FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互事業参観制度の活用について</li> <li>・共通的到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> </ul>
	合同FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演習授業のあり方について</li> <li>・海外法曹事情に関する検討</li> </ul>
平成 25 年度	学内FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法試験問題の分析・検討</li> <li>・司法試験と本学教育との対応状況について</li> </ul>
	合同FD	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通的到達目標モデル（第二次修正案）への適応について</li> <li>・法科大学院制度を巡る状況とこれに対する対応について</li> </ul>

平成 26 年度	学内 FD	・司法試験問題の分析・検討 ・司法試験と本学教育との対応状況について
	合同 FD	・「共通到達度確認試験（仮称）」導入に向けた対応について ・法科大学院制度を巡る状況とこれに対する対応について
平成 27 年度	学内 FD	・司法試験問題の分析・検討 ・独自の到達目標に基づく学習指導の成果について
	合同 FD	・法曹養成を巡る教育環境・教授方法に関する日中韓比較 ・法科大学院制度を巡る状況とこれに対する対応について

(水準) 期待される水準にある  
(判断理由)

個人研究の活動状況は、一定の水準を維持しており、その成果は、著書・論文等を通じて公表されている。研究会形式での共同研究の活動状況は、分野別の研究会のほか「法学会研究会」の比較法研究などが行われ、一定の水準を維持している。

また、法科大学院の教育方法・教育内容に蓄積がないことから、教授方法の立案とその実践およびFD活動等に多くの時間を割かざるを得ない状況下で、全専任教員が限られた研究時間を有効に活用して一定の研究水準の維持・向上に努めている。

以上の理由から、本研究科の研究活動の実施状況は、上記水準にあるものと判断した。

**観点 大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況**

該当なし

## 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

**観点 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の共同利用・共同研究拠点に認定された附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)**

(観点到に係る状況)

本研究科は、高度職業人としての法曹養成に特化した、専門職大学院としての特性を踏まえ、次のような研究目的を設定している。①本学の地域性・立地性・拠点性を活かした、独創性に富む法律学の研究を促進する。②実務の動向を踏まえた法律学の実践的研究を推進する。③地域社会のニーズに即して、地域社会の活性化に寄与するための研究を促進する。④法律学における基礎研究を促進する。⑤法科大学院における教授方法の研究を推進する。

これらの研究目的に沿った特筆すべき個人研究の成果として、①「自治体構造改革とリーダーシップに関する実証研究」、②「都市化の進展に伴う都市問題解決に必要とされる公権力行使を目的とする都市行政主体の誕生と発展に関する研究」、③「医療等情報及びゲノムに関する法規制の研究」がある。①は、分権時代で政治的な影響力が大きくなってきた首長に関して、道州制など自治体の構造改革が様々提案される中で、リーダーシップが実績を伴ったかについて、過去および現在の改革派首長を中心にその成果について実証的に研究したものである。本研究に基づく著書の刊行後は、各種メディアでコメントを求められるなど社会的意義において高く評価されている。②は、戦後イギリスの都市中心部における行政機関の変遷を追うことで、都市という空間の管理手法（単層制対多層制、単機能行政主体（ad hoc bodies）の集合体対総合行政主体）に関する一定の知見を明らかにした研究である。本研究に基づく著書は、大都市制度のあり方に対するメッセージとして学会において高く評価されており、行政学の発展に大いに寄与したといえる。そして、③は、

個人情報保護法改正の動向を踏まえ、要配慮個人情報（機微情報）としての「病歴」をどう解釈するか、個人識別符号との関係で「遺伝子（ゲノム）」をどう解釈していくべきか、また、医療等情報の取扱いについての個人情報保護法の特別法のあり方について研究したものである。本研究成果の公表により、いわゆる「2000 個問題」が各種メディアに取り上げられ、本研究は社会的に大きな意義を有している。また、研究業績説明書には掲げていないが、いくつかの論文が学会回顧にも取り上げられており、個人研究について一定の成果が上がっている。

共同研究の成果は、個人研究に還元されている部分が多いが、法学会研究会で行われる国際シンポジウムの内容は、紀要において公表されている。また、「法科大学院における教授方法の研究」についても、シンポジウムなどにおいて報告されている。

（水準） 期待される水準にある

（判断理由）

個人研究は、上述のように、あるものは各種メディアに取り上げられ社会的に影響を及ぼし、また、あるものは学会からそのメッセージの重要性が指摘され、一定の研究成果として結実している。他方、共同研究は、資料 4（15-4 頁）にあるように、引き続き活発に行われ、その成果は、個人研究にも還元されている。

Ⅲ 「質の向上度」の分析

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

該当なし

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

該当なし